

第2回三重県地籍調査推進検討会 事項書

日時：令和7年3月28日(金)13時20分～13時45分

場所：県庁3階 秘書課 プレゼンテーションルーム

1 三重県地籍調査推進の取組方針（案）について

(配布資料)

- ・ 座席表
- ・ 出席者名簿
- ・ 「三重県地籍調査推進の取組方針（案）（概要版）」
- ・ 「三重県地籍調査推進の取組方針（案）」
- ・ 参考資料 三重県地籍調査推進検討会設置要綱

三重県地籍調査推進検討会 出席者名簿

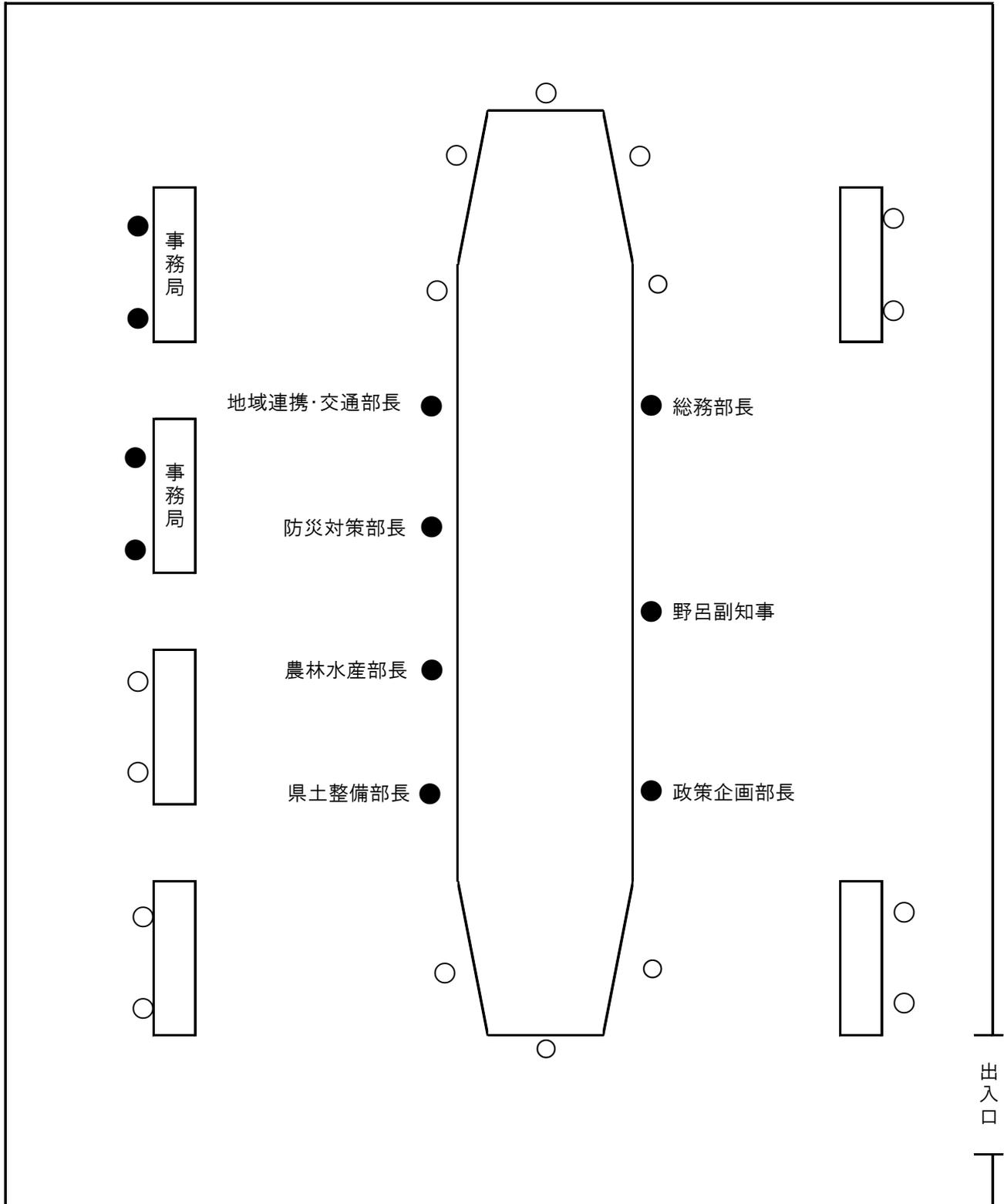
令和7年3月28日(金) 13:20～
県庁3階 プレゼンテーションルーム

(敬称省略)

	氏名	
副知事	野呂 幸利	
総務部長	後田 和也	代理 副部長 山本 毅
政策企画部長	小見山 幸弘	
地域連携・交通部長	長崎 禎和	
防災対策部長	楠田 泰司	
農林水産部長	中野 敦子	代理 副部長 山添 達也
県土整備部長	若尾 将徳	

第2回 三重県地籍調査推進検討会(3月28日)座席表

プレゼンテーションルーム



三重県地籍調査推進の取組方針(案)

令和7年3月28日 三重県地籍調査推進検討会

- 1 はじめに
- 2 現状の把握
- 3 地籍調査を進めるうえでの課題
- 4 取組方針(案)
- 5 取組内容
- 6 主な県の取組
- 7 今後の対応

1 はじめに

地籍調査は国土調査法に基づき一筆ごとに土地の所在、地番、地目、所有者、面積を確定し、地籍簿・地籍図を作成するものです。

地籍調査を行うことにより、

- ①土地の基礎的な情報である面積や形状の明確化
- ②土地境界をめぐるトラブルの未然防止や土地の有効活用
- ③社会資本整備・まちづくりの効率化

など、さまざまな効果が図られます。

三重県における地籍調査の進捗率は、全国平均53%に対し10%（令和5年度末時点）です。

そこで、県では事業主体である市町における現状の把握や進捗に影響を及ぼしている課題を明らかにしたうえで、課題解決に向けた取組方針等を取りまとめるため、令和6年7月に「三重県地籍調査推進検討会」を設置しました。

地籍調査の推進には、市町、国、県の関係部局、関係機関等と密に連携しながら取り組んでいく必要があります、特に市町との調整や情報共有を含めた連携は不可欠です。

本取組方針は、県が市町と共に地籍調査の推進に取り組んでいくため、市町へのヒアリングやアンケートにより現状と課題を把握し、県の関係部局とも連携しながら、国の「国土調査のあり方に関する検討小委員会 報告書 令和6年3月29日」も参考にとりまとめたものです。

2 現状の把握

地籍調査の重要性

- ・土地は、安心・安全な国民生活や企業・個人による様々な経済活動の基盤となるものです。
- ・境界、面積など土地に関する情報が不明確な場合、土地の取引や利活用を要する経済活動が着手段階で滞り、支障をきたします。

【地籍調査の効果】

- ①土地に関する情報（境界、面積等）が正確なものになります。
- ②その情報を基に土地の境界を現地に復元することが可能となります。



土地取引の円滑化はもとより、社会資本整備・まちづくりの効率化などの様々な効果が創出されます。

特に、東日本大震災からの復旧・復興では、土地の境界確認や区画の復元に大きな成果が認められたところです。

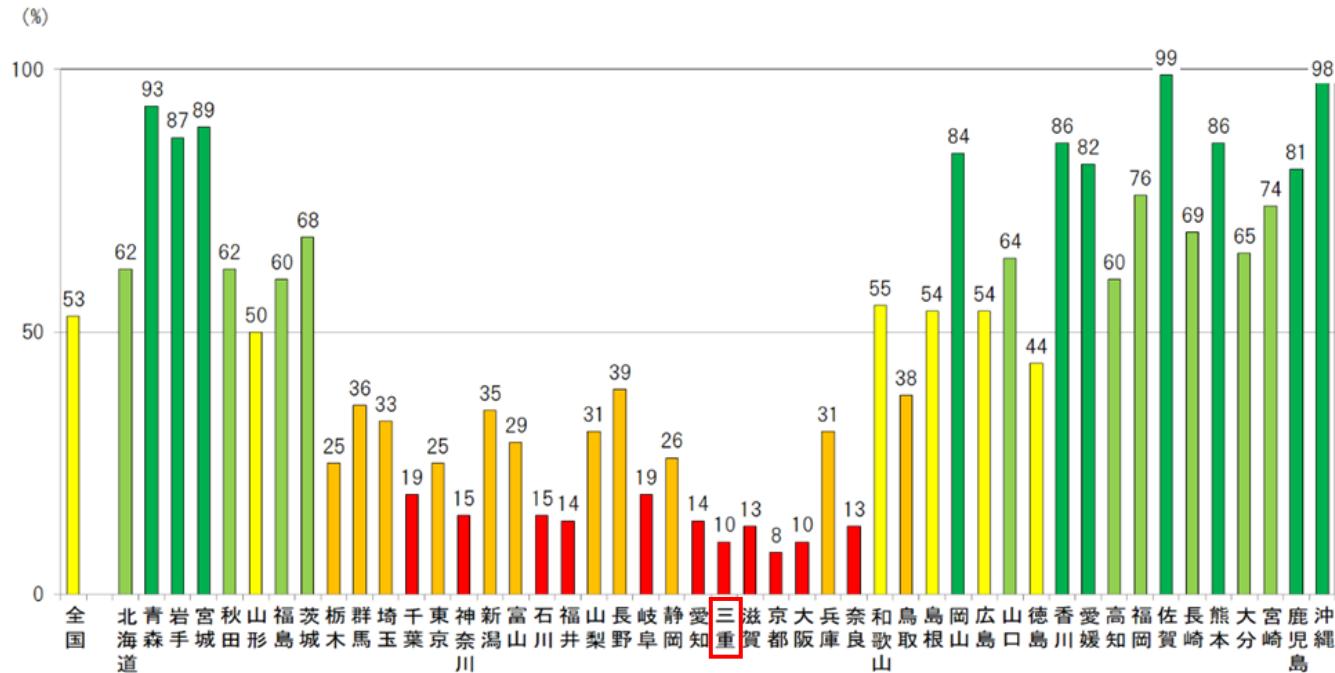
厳しい実施環境

- ・一般的な個人の場合は、生涯に土地取引等を行う回数は非常に限られていることや、地籍調査を実施していない地域であっても土地取引等は行われているという現状もあり、地籍調査の具体的な効果や重要性は見えづらいところがあります。
- ・資産としての土地に対する意識の希薄化等が生じているなか、境界立会に出席されないなど住民の理解や協力が得られにくい場合があります。
- ・地方公共団体における専門的な知識を有する人材の確保や育成に加え、首長による強力なリーダーシップが重要です。

2 現状の把握

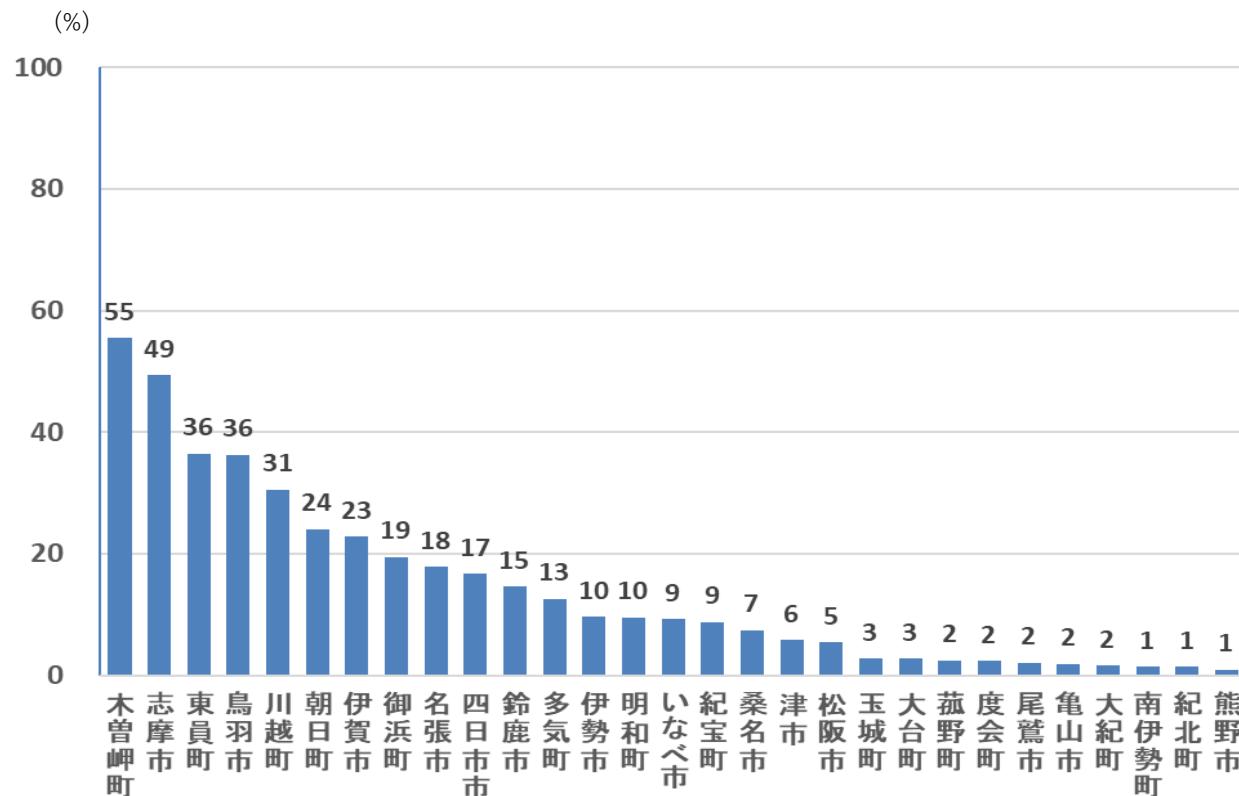
三重県内における地籍調査の実施状況

三重県の進捗率 10% (全国平均53% (令和5年度末))

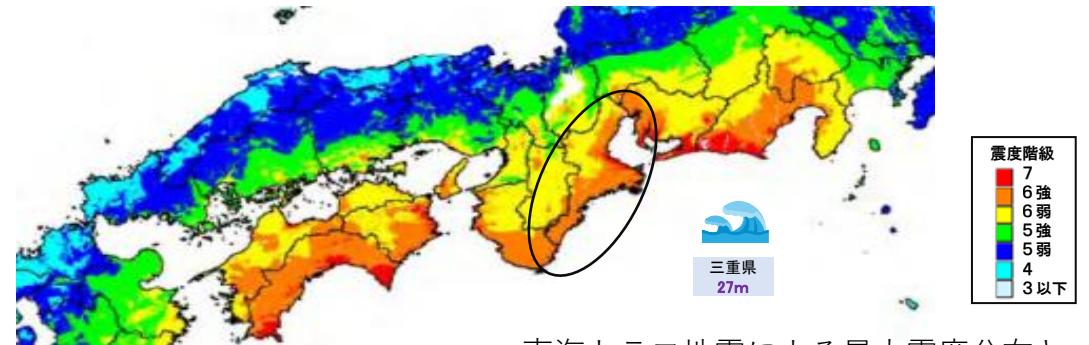


出典:国土交通省地籍調査Webサイト

県内市町の地籍調査実施状況 (令和5年度末時点の進捗率)



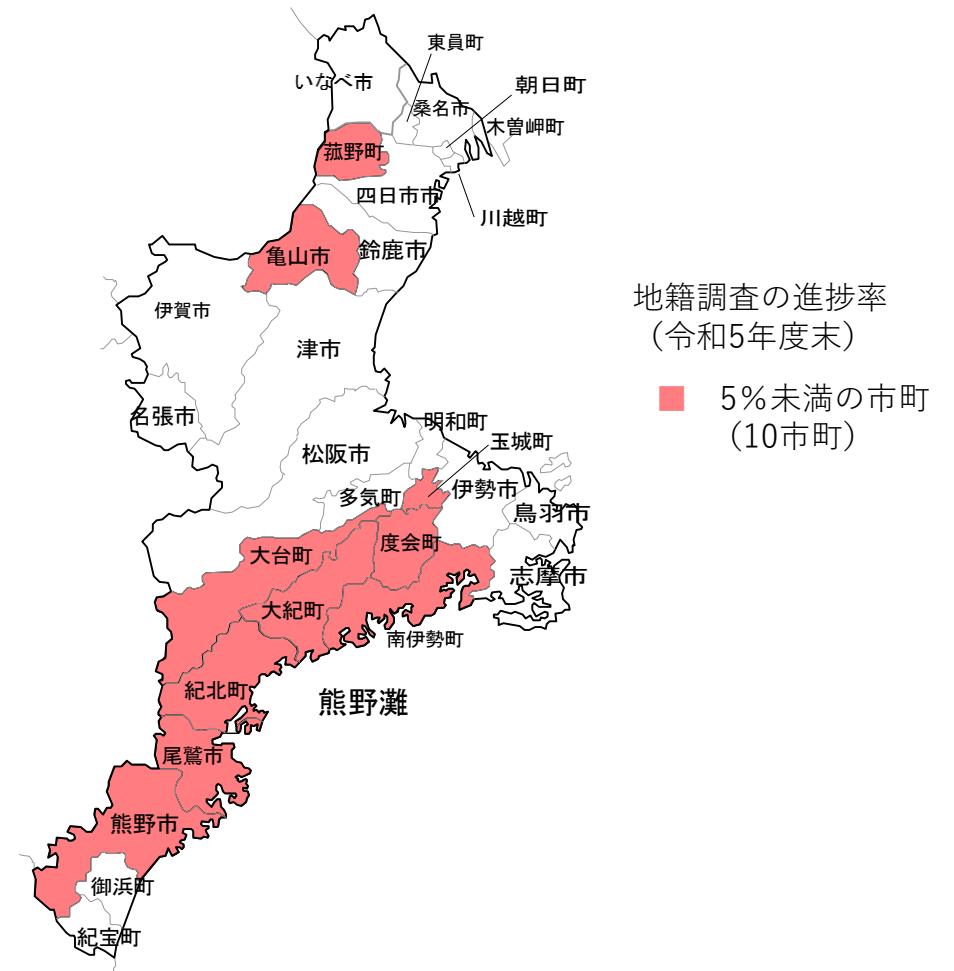
三重県全域が南海トラフ地震防災対策推進区域



南海トラフ地震による最大震度分布と三重県沖の最大津波高

出典:国土交通省気象庁ホームページ

進捗率5%未満の市町が県南部に多い



地籍調査の進捗率 (令和5年度末)

■ 5%未満の市町 (10市町)

2 現状の把握

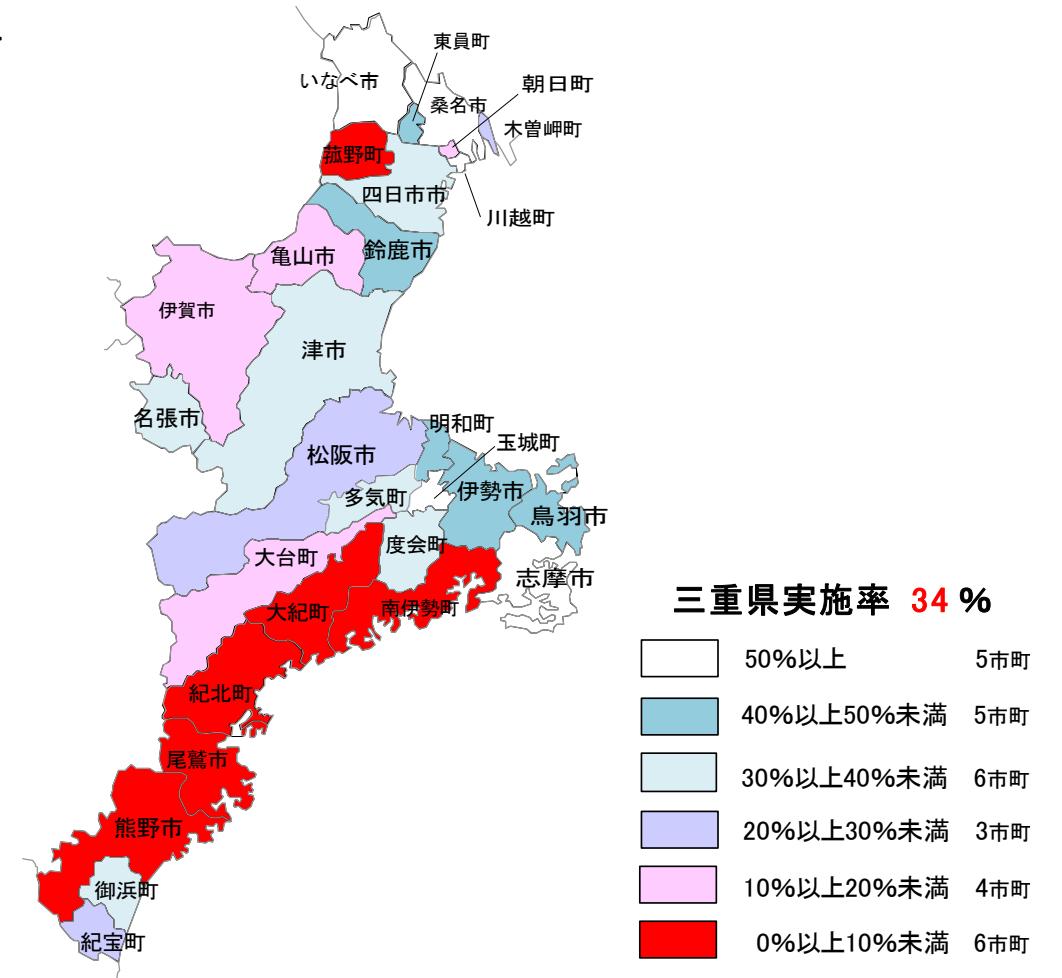
事前防災の観点から地籍調査を行う必要性が高いと考える区域(=「被災想定区域」)の実施率

<地籍調査を行う必要性が高いと考える区域(=「被災想定区域」)>

◆**浸水深が2 m以上の津波浸水想定区域**
建物が全壊となる割合が大幅に増加する区域

◆**洪水浸水想定区域のうち家屋倒壊等氾濫想定区域**
河川堤防の決壊又は洪水氾濫流により、木造家屋の倒壊のおそれがある区域及び洪水時の河岸侵食により、木造・非木造の家屋倒壊のおそれがある区域

◆**土砂災害特別警戒区域(急傾斜の崩壊・土石流・地すべり)**
急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる土地の区域



区域名	①対象区域面積 (km ²)※1	②未実施面積 (km ²)※1	③実施率(%)※1 (①-②)÷①
津波浸水想定区域 浸水深2 m以上	168	95	43
洪水浸水想定区域のうち家屋倒壊等氾濫想定区域	160	107	33
土砂災害特別警戒区域(急傾斜の崩壊・土石流・地すべり)	65	58	10
合計※2	380	252	34

※1 ②未実施面積は、①対象区域面積から「地籍調査が実施済み、実施中の地域」、「国土調査法第19条5項指定区域」及び「地籍が一定程度明らかになっている地域」を控除した数値です。

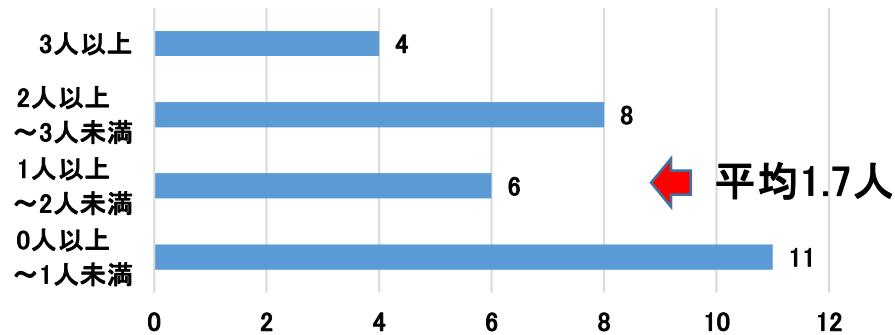
※1 国土交通省地籍調査Webサイト地籍調査状況マップ及び三重県の公表図形データからGISソフトで独自に算出したもので、実際の面積と差異が生じる場合があります。

※2 重複部分があるため合計は一致しません。

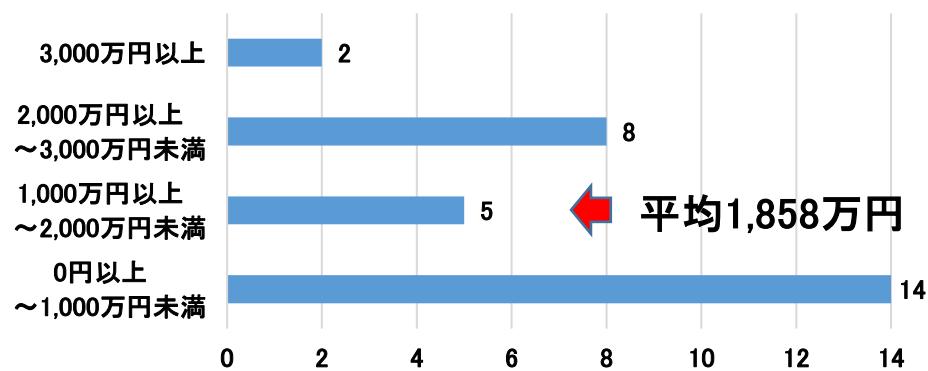
2 現状の把握

県内市町における地籍調査事業の状況

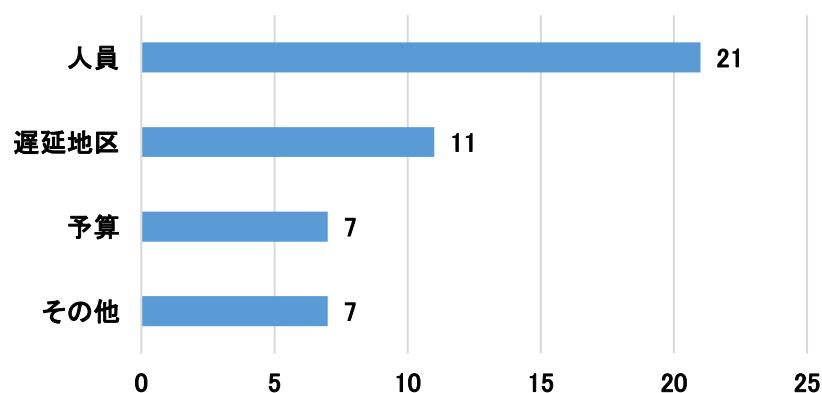
■市町の担当者数



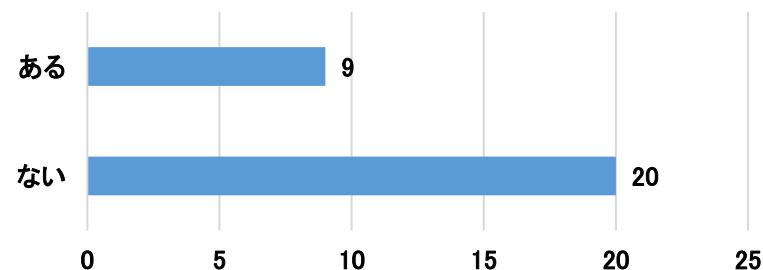
■市町の事業費



■市町の考える課題(複数回答)



■地籍調査の計画の有無



人員体制は11市町が1人未満

- 平均は1.7人
- 最大は10人体制
- 担当者の多くが地籍調査以外の業務を兼ねている

1年間の事業費は約半数が1000万円未満

- 平均は約1,858万円
(約1,858万円で実施できる地籍調査の面積は0.2km²程度)
- 1,000万円未満の市町が14市町
(経費の負担割合は国1/2、県1/4、市町1/4)

人員不足や予算の制約等が課題

- 人員体制の不足
- 遅延地区*解消のための事務負担増
- 地籍調査のための市町費の確保が困難
- 土地所有者の探索や境界の確認に経費や時間を要する

*地籍図、地籍簿の認証などが遅延している地区

20市町が地籍調査の実施計画を策定していない

- 地籍調査を進める計画が明確でない市町が多い

3 地籍調査を進めるうえでの課題

●体制が十分でない(人員不足)

市町が1年間で執行できる予算には限界がある。

19市町で担当職員が他の業務も担当している。

●ノウハウが乏しい(引継が十分に行われていないケースがある)

担当者が少ないなか人事異動もあり、一部でノウハウなどが十分に引き継がれていない。

●予算が十分でない

市町が1年間で確保できる予算には限界がある。

すべての市町で優先的な政策として進められているとは言い難い状況である。

●土地所有者等の協力や合意を得ることに苦慮する

土地所有者の権利関係の調査や現地での境界立会には多くの時間と労力を要する。

地籍調査に着手したものの土地所有者の協力、合意が得られず、中止・中断となる地区

(遅延地区)もある。

●計画的に実施できていない

中長期の将来を見据え計画的に地籍調査を実施しているとは言い難い市町もある。

地籍調査を推進するため

- 土地所有者の理解・協力を得つつ、市町が効率的、円滑に推進できるよう実施体制を整備・強化していく。
- 優先的に推進する区域へ限られたリソース(人・予算など)を重点的に投入するなど、計画的に推進していく。

(1) 効率的、円滑に推進できる体制の整備・強化

- ◆様々な課題のある環境に置かれている市町の実施体制を強化
- ◆地域の実情に応じた様々な技術や制度の活用を推進

(2) 優先的に推進する区域の選定

- ◆被災想定区域のうち、優先的に推進する区域を選定し、計画的に推進

(3) 迅速に進めるための重要性の周知

- ◆様々な機会を通じて広く地籍調査の重要性を周知

5 取組内容

(1) 効率的、円滑に推進できる体制の整備・強化

実施体制の強化

< 技術的支援 >

市町が地籍調査を円滑に進めるうえで必要な知識を習得・蓄積するため、地籍調査に関する豊富な知識を有する実務経験者などを活用した技術的支援を行う地域連絡会議の実施

< 負担軽減 >

市町の負担を軽減するため、民間業者等を活用した包括委託（国土調査法第10条2項）の促進

< 国への働きかけ >

予算の確保や制度改正など地籍調査の迅速化・円滑化に向けた国への働きかけ

様々な技術や制度の活用

< 技術や手法の活用 >

航空機からのレーザー測量や自動車に搭載したカメラから測量したデータを活用する先進的な取組や、街区を形成する道路と民地の境界を先行的に調査する街区境界調査などの活用の促進

< 制度の活用 >

地籍調査以外の測量・調査の成果を活用し、効果的な地籍整備（国土調査法第19条5項申請）の推進

(2) 優先的に推進する区域の選定

被災想定区域において、優先的に進める区域を選定し、市町の計画的な地籍調査を推進

(3) 迅速に進めるための重要性の周知

< 重要性の周知 >

防災に関するイベント等で住民や首長、市町職員へ地籍調査の重要性の周知

< 補助金等の周知 >

開発行為を行う民間事業者や森林組合等へ地籍調査における補助金等の活用推進

6 主な県の取組

(1) 効率的、円滑に推進できる体制の整備・強化(主な県の取組)

実施体制の強化

< 技術的支援 >

- 地籍調査を進めるうえで必要な知識を習得・蓄積するための地域連絡会議（登記所単位）の開催（地域連携・交通部）
- 遅延地区の解消等に向けた地籍アドバイザー派遣制度の活用促進（地域連携・交通部）
- 地籍調査に関する豊富な知識を有する実務経験者や土地家屋調査士、測量士からの助言等を得られやすい環境整備（地域連携・交通部）
- 県が主催する用地担当者研修会への地籍調査担当者の参加の促進（県土整備部）

< 負担軽減 >

- 地籍調査に精通した民間事業者等への工程管理等を含めた包括的な委託を促進するための検討（地域連携・交通部）
- データ分析の結果に基づく市町ごとの実態に応じた効果的な施策の提案（地域連携・交通部）

< 国への働きかけ >

- 地籍調査費負担金による南海トラフ地震等の津波浸水想定区域への重点配分や遅延地区における再調査に対する国庫補助に関する国への要望（地域連携・交通部）
- 地籍整備推進調査費補助金の地域要件撤廃及び国土調査法第19条5項、6項指定申請に係る経費の特別交付税措置など制度改正に関する国への要望（地域連携・交通部）
- 法務局の不動産登記法第14条第1項地図作成作業の拡大・継続や相続登記の義務化の徹底など不動産登記に関する国への要望（地域連携・交通部）

6 主な県の取組

様々な技術や制度の活用

<技術や手法の活用>

- 航空機からのレーザー測量や自動車に搭載したカメラから測量したデータを活用するなどの先進的な取組や街区境界調査など効率的な手法の活用促進（地域連携・交通部）
- 市町が実施する森林境界明確化事業における航空レーザー測量成果の活用促進（農林水産部）
- 山林部の地籍調査を実施しようとする市町への県が実施する航空レーザー測量成果の提供（農林水産部）

<制度の活用>

- 用地買収を伴う事業の測量成果を活用した国土調査法第19条5項指定申請の推進（地域連携・交通部、農林水産部、県土整備部）
- 土地区画整理事業や再開発事業、ほ場整備等に係る測量成果を活用した国土調査法19条第5項指定申請の推進（農林水産部、県土整備部）
- 社会資本整備に関する事業と一体となった地籍調査に交付される社会資本整備円滑化地籍整備事業費補助等活用の促進（地域連携・交通部）

(2) 優先的に推進する区域の選定(主な県の取組)

- 被災想定区域のうち優先的に進める区域（優先区域）を市町が選定できるよう、被災想定区域における実施状況の情報提供（地域連携・交通部）
- 優先区域での実施を計画的に推進（地域連携・交通部）
- 南海トラフ地震による最新の津波浸水想定区域を市町へ情報提供（防災対策部）

6 主な県の取組

(3) 重要性の周知(主な県の取組)

<重要性の周知>

- 市町防災対策担当部局や地域住民等へ防災に関するイベント等で地籍調査の重要性の周知
(防災対策部、地域連携・交通部)
- 市町まちづくり担当部局へ事前復興まちづくり計画の周知 (県土整備部)

<補助金等の周知>

- 開発行為を行う民間事業者に向けての国土調査法第19条5項、6項指定制度及び地籍整備推進調査費補助金制度の周知
(県土整備部)
- 市町林務担当部局や森林組合等への地籍調査の周知 (農林水産部)

7 今後の対応

令和6年度は、事業主体である市町における現状の把握や進捗に影響を及ぼしている課題を明らかにしたうえで、課題解決に向けた取組方針等を取りまとめました。

今後は、取組方針に基づいた県の取組を進め、三重県地籍調査推進検討会幹事会等で取組の進捗を確認するとともに、市町、国、県の関係部局、関係機関等と密に連携しながら、計画的に地籍調査を推進していきます。

三重県地籍調査推進検討会設置要綱

(目的)

第1条 三重県における地籍調査を推進するため、三重県地籍調査推進検討会（以下「推進検討会」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 推進検討会は、次の事務を所掌する。

- 一 三重県における地籍調査の推進に向けた調査、検討、調整に関すること。
- 二 その他、地籍調査の推進について必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進検討会は、座長及び委員をもって構成する。

- 2 座長は、副知事をもって充てる。
- 3 委員は、次の各号に掲げるものとする。
 - 一 総務部長
 - 二 政策企画部長
 - 三 地域連携・交通部長
 - 四 防災対策部長
 - 五 農林水産部長
 - 六 県土整備部長

(推進検討会)

第4条 推進検討会は必要に応じ、座長が招集する。

- 2 座長は、推進検討会の議長となる。
- 3 座長は、必要に応じて関係する部局等の職員に出席を求めることができる。

(幹事会)

第5条 推進検討会を円滑に行うため、担当課長で構成する幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって構成する。
- 3 幹事長は、幹事会を総括するものとし、地域連携・交通部 水資源・地域プロジェクト課長をもって充てる。
- 4 幹事は、次の各号に掲げるものとする。
 - 一 総務部 財政課長
 - 二 政策企画部 政策企画総務課長
 - 三 防災対策部 災害対策推進課長

四 農林水産部 農林水産総務課長
農業基盤整備課長
農地調整課長
森林・林業経営課長

五 県土整備部 県土整備総務課長
公共用地課長
技術管理課長

5 幹事会は、幹事長がこれを招集する。

6 幹事が幹事会を欠席する場合には、幹事が指名するものを代理として出席させることができる。

7 幹事会には、幹事長が必要と認めるものの出席を求め、意見を求めることができる。

(庶務)

第6条 推進検討会の庶務は、水資源・地域プロジェクト課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進検討会の運営に必要な事項は推進検討会に諮って定める。

附則

この要綱は、令和6年7月23日から施行する。